

資料 1

第3次枚方市健康増進計画(案) の概要



第3次健康増進計画の概要と骨子

- 次期計画の概要と骨子は以下のとおりです。

次期計画の概要と骨子

第3次健康増進計画の概要

根拠法 (関連法)	健康増進法
国計画	第3次健康日本21
計画の 理念	市民一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、行動を起こすことができるよう誰一人取り残さない健康づくりを展開するとともに、健やかで心豊かな生活ができる社会環境づくりに取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまちの実現をめざします。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none">計画期間：2024(R6)年度～2035(R17)年度(12年間)➢ 中間評価：2029(R11)年度➢ 最終評価：2035(R17)年度

骨子

第1章 第3次枚方市健康増進計画の基本的事項

- 1.1. 基本理念
- 1.2. 計画の趣旨・位置づけ
- 1.3. 他計画との関連
- 1.4. 計画期間
- 1.5. 計画の策定体制と推進体制

第2章 枚方市の現状

- 2.1. 概況
- 2.2. 人口の動き

第3章 第2次計画の評価と今後の取組の方向性 ▶本紙2頁参照

- 3.1. これまでの取組
- 3.2. 第2次計画の最終評価と方向性

第4章 第3次枚方市健康増進計画の最終目標・基本方向 ▶本紙3頁参照

- 4.1. 最終目標
- 4.2. 基本方向

第5章 基本方向の具体的な展開（現状・目標・取組） ▶資料3参照

- 5.1. 基本方向1 個人の行動と健康状態の改善（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）
 - 栄養・食生活/身体活動・運動/歯・口腔の健康/喫煙/飲酒/休養/こころの健康
- 5.2. 基本方向2 生活習慣病の発症および重症化予防
 - 生活習慣病全般/がん/循環器病/糖尿病/COPD
- 5.3. 基本方向3 **健康づくりを支える環境の整備**
 - 個人/地域/職場

「第3章 第2次計画の評価と今後の取組の方向性」に関する概要

- 「第3章 第2次計画の評価と今後の取組の方向性」には、第2次計画における最終評価を踏まえ、第3次計画に引き継ぐべき課題や取組の方向性を記載します。
- 第2次計画期間内の主な取組や目標項目の達成状況に関する考察等も記載を予定しています。

「第3章 第2次計画の評価と今後の取組の方向性」に記載する内容

1 これまでの取組

● 第2次計画の策定・推進の概観

国の「健康日本21」を踏まえ、本市において、健康増進計画を策定しており、これまで2期にわたり、同計画に基づき、市民の健康づくりを推進してきたことを記載する予定

● 第2次計画期間内の主な取組

第2次計画期間中に新たに開始した施策や活動、より取組を強化した施策や活動について記載する予定

2 第2次計画の最終評価と今後の取組の方向性

● 第2次計画の最終評価

第2次計画最終評価報告書の内容を基に、第2次計画で定めた目標項目の達成状況や改善事項、残る課題等を記載する予定
また、第2次計画の主な取組と目標項目の達成状況等について、考察を記載する予定

● 今後の取組の方向性

第2次計画の最終評価を踏まえ、第3次計画に引き継ぐべき課題や取組の方向性等について記載する予定

第2次計画期間内の主な取組

Sample

- 特定健康診査等受診率、特定保健指導利用率の向上に向けた取組
 - ✓ 新規国保加入者への電話勧奨や、大阪大学と協力した効果的な受診勧奨に関する研究・実証実験の推進
 - ✓ 健診受診当日の保健指導に加え、後日の集団保健指導や訪問・電話での個別指導を実施
- がん検診の受診率向上に向けた取組
 - ✓ 市民や学生、事業者に対して官民連携でがん検診の周知を実施
 - ✓ がん検診受診者に対するフォローアップを実施
 - ✓ 受診再勧奨はがきの送付を実施
- 働く世代の健康増進に向けた取組
 - ✓ 事業者の従業員の健康づくりの取組をサポート
 - ✓ 官民連携で健康経営セミナーを実施
 - ✓ 協会けんぽや民間事業者の連携による健康経営の普及啓発や、ひらかた健康優良企業への登録促進を実施
- 高齢者の健康増進に向けた取組
 - ✓ ひらかた元気くらわんか体操、ひらかた夢かなえるエクササイズを普及
 - ✓ 成果連動型民間委託契約方式(PFS)を活用した社会参加促進や介護予防の事業を実施
- その他の取組
 - ✓ 民間事業者と協力して、個人が必要とする健康づくりのための行政サービスを案内できる仕組みを構築
 - ✓ ひらかたポイントを活用して、ウォーキングやがん検診の受診を促進

「第4章 第3次健康増進計画の最終目標・基本方向」に関する概要

- 第3次健康増進計画では、“個人の行動と健康状態の改善（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）”、“生活習慣病の発症及び重症化予防”、“健康づくりを支える環境の整備”を基本方向として定め、“健康寿命の延伸”を目指します。

基本方向の概要

健康寿命の延伸

基本方向1：ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

基本方向2：生活習慣病の発症および重症化予防



基本方向3：健康づくりを支える環境の整備

1. 個人の行動と健康状態の改善（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、食生活や運動、休養などの健康づくりについて、様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階)に応じて特有の健康づくりを進めます。

2. 生活習慣病の発症および重症化予防

健康寿命の延伸のために、各種がん検診等の受診を促し、生活習慣病の早期発見・早期治療の機会を提供するとともに、高血圧などの循環器病や糖尿病などによる重大な合併症の発症や症状の進展等の重症化予防を図ります。

3. 健康づくりを支える環境の整備

一人ひとりの健康は、地域や職場等の社会環境の影響を受けること、地域のつながりが健康にプラスに影響することなどから、社会全体として市民の健康を支え守る環境づくりに努めていくことが重要です。

一人ひとりの健康づくりへの取組に加え、社会全体の連携を強め、個人の健康づくりを社会から支えます。